

富良野市景観計画（案）及び同条例（案）に対する市民意見などについて

(1) 実施した市民参加手続きなど

- ①富良野市都市計画審議会（2019年12月24日）委員参加9名
- ②富良野市景観計画（案）に関する説明会（2020年1月21日）一般参加4名
- ③パブリックコメント（2020年1月6日～27日）意見提出者3名

(2) 都市計画審議会が出された意見・意見に対する事務局の対応

| 景観計画 掲載ページ | 出された意見 | 意見に対する事務局の対応 |
|---------------|---|---|
| P 5 | (3) 産業 主な作物の記載がひと昔前の内容となっている。現状に修正したほうがよいのでは。 | 市農林課と調整し修正 |
| P 6 | (4) 観光 主な観光資源として「ラベンダー畑」は富良野市ではそぐわないのではないか | 「ラベンダー畑」を「ぶどう畑」に修正 |
| P 10 | (4) 観光からみた景観特性 「ラベンダー」は富良野市の景観特性といえないのではないか | 「ラベンダー」を削除 |
| P 14 | ●良好な田園景観の維持・保全と継続性のある活用が求められます。 文書が重複した言い回しになっている。 | 文言修正 |
| P 14 | ●自然環境と調和したリゾート地や街並みの維持・保全が求められます。 「予想」という言葉が適当か、「予測」という言葉が適当か。 | 数値的な根拠はないが、リゾート景観エリアにおける開発行為の状況などから、「予想」という言葉で表現 |
| P 14 | 景観をマネジメントする仕組み及び適切な景観誘導について、現時点で具体的な取り組みが想定されているのか | 現時点では取り組みは想定されていないが、P 46に景観づくりを支える仕組みづくりが掲載されているように、各団体の創設などが可能 |
| P 16 | 基本理念を定めた議論経過を表現すべきではないか | 議論経過を修正・加筆 |
| P 33 | 電柱の地中化の検討はされているか。 また、共同化・集約化も検討されているか。 | 電柱の地中化については、受益者負担も考えられることから、積極的には推進できない事情もあるが、今後、景観重要公共施設に富良野市の主要な道路を位置づけるなど検討は可能。 現時点では計画書に電柱の地中化などの記載はしていない。 |

| 景観計画 掲載ページ | 出された意見 | 意見に対する事務局の対応 |
|---------------|---|---|
| P 3 4 | 「発光」については、適切な観光案内や防犯面からも必要ではないか。 | 「発光」という文言ではなく、「夜間照明」に置き換え、防犯面や交通事故防止の観点で修正 |
| P 3 5 | 景観形成基準のポイント 「土壁や茅葺建築物、屋敷林」は富良野市で保存するようなものがあるのか | 削除 |
| P 3 7 | 農林業等を営む行為は届出の対象外になるということだが、どのような施設を想定しているのか | D型倉庫や牛舎、サイロなどを想定している旨回答。また、営農用の太陽光発電設備についても対象外。 |
| P 3 7 | 規模の決定方法・根拠などがあれば教えてほしい。 さく、塀、擁壁等については、北海道は5m、上富良野町は3mとなっているが。 | これまで富良野らしさの自然環境を守る条例で定められているものについては、らしさ条例の数値を準用。 それ以外のものについては、北海道の基準を参考に決定。委員会や庁内議論のでは、近隣市町村の数値も参考にしている。 |
| P 4 4 | 屋外広告物に関する規制はどのようになるのか | 富良野市景観条例が施行された後も北海道屋外広告物条例に基づき規制がなされる。 これまでどおり、北海道への届出が必要。 |
| 条例に対する意見 | 軽井沢景観条例及び同施行規則では、手続きに関することやエリアごとの届出基準も定められているようだが、富良野市としてはどのように考えているか | 富良野市景観計画では、富良野らしさの自然環境を守る条例の理念を受け継ぎ、市民への事前公開を強化。また、策定委員会などの意見では、強力な規制を求める意見は少なかったこともあり、緩やかな景観誘導を図るものとしています。 |

(3) 景観計画説明会で出された意見・意見に対する事務局の対応

| | 出された意見 | 意見に対する事務局の対応 |
|---|---|---|
| 1 | 植栽について、新庁舎建設にも考え方は反映されるのか | 植栽を取り入れながら外構をすすめたい。 |
| 2 | 条例及び計画施行後の実施体制（担当所管）について | 企画振興課にて対応するが、都市建築課など関係部署と連携。 |
| 3 | 富良野らしさの自然環境を守る条例と景観条例における変更点について | 景観条例では届出対象行為に該当する案件において、届出しなかった場合の景観法に基づく罰則があることを説明。また、色彩基準があることを説明。 |
| 4 | 色彩について、北海道の景観として、単色であれば原色が用いられても構わないのではないか | 本計画（案）の色彩基準は、北海道景観計画と同様の基準としており、彩度基準以上の原色を使用する場合、富良野市景観審議会において協議することとします。 |
| 5 | 遊休農地の活用について検討してはどうか 農業者以外の住民への開放、家族経営が難しくなっていることから第三者継承の検討をしてはどうか。 | 農業経営の担い手が確保できないことにより農地管理が行き届かないことが想定される。全市的な課題として受け止め所管部署に意見反映。 |
| 6 | 地域への愛着を醸成するための取り組みや広報周知を検討してはどうか | これまでも景観保全に関する取り組みは市民・地域・団体で行われているところ。各種取り組みを広報などで周知することで意識醸成につなげたい。 |

(4) パブリックコメントで出された意見・意見に対する事務局の対応

| | 出された意見 | 意見に対する事務局の対応 |
|---|---|--|
| 1 | <p>色彩基準について</p> <p>シンプルな形状の建物に、「原色」を単色として使用する場合には、「けばけばしさ」を伴わないことに留意する必要がある。</p> <p>また、「原色」を使用しない建物であっても、「植栽」しなければ地域の景観を害してしまうケースがあることには注意を要する。</p> | <p>本計画（案）の色彩基準は、北海道景観計画と同様の基準としており、彩度基準以上の原色を使用する場合、富良野市景観審議会において協議することとします。</p> <p>また、建築物の敷地内は周辺環境との調和を図り、可能な限り緑化修景を行うことを景観形成基準としています。</p> |
| 2 | <p>歴史的建造物等について</p> <p>歴史を感じるレンガやユニークな建物を多く目にするが、外観や内装をできる限り残して、レストランやカフェなどのリフォームできればいいと思います。</p> | <p>本条例（案）では、良好な景観の形成に重要な建造物は、所有者の合意や景観審議会の意見を聞いたうえで、景観法に基づく景観重要建造物に指定することができる規定となっております。</p> |
| 3 | <p>看板について</p> <p>カラフルな看板は、美しい山や自然の景観に調和しておらず、山の美しさが半減してしまい残念に感じています。</p> | <p>看板の設置は、北海道屋外広告物条例により、地域区分に応じて表示面積や高さなどの許可基準が定められ、周辺の景観との調和に配慮することとしております。</p> |
| 4 | <p>木の伐採について</p> <p>建築後新たに木を植えるより、もともとそこにある木を大切にされた方が、野生動物の生活を崩さず環境保護につながるため、できる限り木を切らずに工事を進めていただきたい。</p> | <p>本計画（案）では、開発区域内の既存の樹木や植栽は、可能な限り保全に努めることとし、やむを得ず伐採する場合は、新たに植栽または補植するなど、緑化に努めることとしております。</p> |
| 5 | <p>国際的なリゾート地について</p> <p>富良野の魅力は「不便さ」の中にある「温かさ」である。この数年の富良野の変化に驚かされ、戸惑いがでています。富良野の人が暮らしやすい、富良野の人が住み続けたいと思える、富良野のためのまちづくりを目指していただきたい。国際的なリゾート地に富良野になる必要があるのかをもう一度考え直していただきたい。</p> | <p>近年の訪日外国人の増加や外国資本による開発行為、宿泊施設等の建設の動きの活発化など、本市を取り巻く社会環境が変化しております。</p> <p>そのため、農業と観光の調和のとれた富良野らしい景観形成を図るため、景観法に基づく「富良野市景観計画」と「富良野市景観条例」を策定することとしたところであります。</p> |